

委託番号	130
契約形態	業務委託

## 仕 様 書

- 1 件 名 メンタルヘルス相談業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和3年4月 1日から  
令和4年3月31日まで
- 3 履行場所 受注者が指定する相談室等  
（草加八潮消防局の所在地からおおむね1時間程度の距離であること。）
- 4 支払方法 相談1回当たり又はキャンセル1回当たりの契約単価に回数に乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務の完了又はキャンセルの報告確認後、月ごとに支払うものとする。
- 5 委託内容
  - (1) 対象職員
    - ア メンタルヘルス相談を希望する職員
    - イ 発注者が相談を勧奨する職員
  - (2) 業務内容
    - ア 申込管理  
受注者は、相談者が電話等により直接申し込むことが可能な窓口を設けるものとし、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前8時30分から午後6時30分までの間に7時間以上対応可能とすること。  
相談者から相談日前日までに相談日変更又は取消の申出があった場合は、受注者は無償で応じるものとし、相談日当日に変更又は取消の申出があった場合は、キャンセルとして取扱い、受注者は発注者に対しキャンセル料を請求できるものとする。
    - イ 相談業務  
メンタルヘルス相談業務については、受注者の指定する相談室等において行うものとする。  
また、相談は1回当たりおおむね1時間とし、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前8時30分から午後6時30分までの間に7時間以上対応可能な時間を設けること。  
なお、当該相談業務に従事する者は、産業カウンセラー、公認心理師、臨床心理士等のメンタルヘルス相談に関する専門的な資格を有するものとする。
    - ウ 受注者は、上記ア及びイにより難しいときは、事前に担当者との協議すること。
    - エ 報 告  
受注者は、相談実施後における実施状況及びキャンセル発生状況を当月末日までに発注者指定の方法により報告すること。
  - (3) 情報の取扱い  
受注者は、発注者に対して相談者の同意なく相談者に関する情報及び相談内容について提供しないこと。

また、草加八潮消防組合個人情報保護条例（平成28年条例第10号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

#### 6 通報義務等

不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- (2) 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

#### 7 年間予定回数

- (1) 相談業務 10回
- (2) キャンセル 5回

#### 8 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、担当者と協議すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 相談業務実施後に生じた損害については、双方がその都度協議の上、誠実に対応するものとする。

#### 9 問合せ先

草加八潮消防局総務課  
電話 048(924)0119(代表)

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1条 この契約により、草加八潮消防組合（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

#### (厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

#### (再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。